

## 4. 子どもが安全に育つ安心なまちづくり

### (1) 子どもの権利を守るための環境整備

#### 《現状と課題》

現在、子どもを取り巻く環境、特に家庭内においては児童虐待やネグレクトの問題、家庭外においてはいじめや体罰の問題等があり、こうしたことが子どもたちが健やかに成長する権利を侵害している状況にあるといえます。

#### 児童虐待の現状

##### 1 相談件数の年次推移

(単位:件)

| 年 度 | H12    | H13    | H14    | H15    |
|-----|--------|--------|--------|--------|
| 全 国 | 17,725 | 23,274 | 23,738 | 26,573 |
| 岡山県 | 312    | 417    | 471    | 610    |
| 倉敷局 | 89     | 137    | 176    | 183    |

##### 2 相談件数の内訳

(単位:件)

| 年度    | 児童相談所別 |     |    | 虐待の内容     |           |           |          | 主たる虐待者 |    |     |
|-------|--------|-----|----|-----------|-----------|-----------|----------|--------|----|-----|
|       | 中央     | 倉敷  | 津山 | 身体的<br>虐待 | ネグレ<br>クト | 心理的<br>虐待 | 性的<br>虐待 | 実母     | 実父 | その他 |
| 12 年度 | 155    | 113 | 44 | 146       | 147       | 9         | 10       | 194    | 52 | 66  |
| 13 年度 | 188    | 168 | 61 | 167       | 198       | 43        | 9        | 297    | 64 | 56  |
| 14 年度 | 205    | 217 | 49 | 223       | 186       | 53        | 9        | 306    | 98 | 67  |
| 15 年度 | 316    | 246 | 48 | 182       | 315       | 84        | 29       | 436    | 95 | 79  |

| 年度    | 相 談 の 経 路 |         |         |                |    |    |         | 処理の種類 |               |         | 一時<br>保護<br>の状況 |
|-------|-----------|---------|---------|----------------|----|----|---------|-------|---------------|---------|-----------------|
|       | 近隣        | 保健<br>所 | 市町<br>村 | 学校<br>保育<br>所等 | 家族 | 警察 | その<br>他 | 指導    | 施設<br>入所<br>等 | その<br>他 |                 |
| 12 年度 | 42        | 35      | 63      | 56             | 60 | 20 | 36      | 257   | 43            | 12      | 78              |
| 13 年度 | 41        | 35      | 86      | 107            | 76 | 29 | 43      | 369   | 55            | 9       | 137             |
| 14 年度 | 66        | 37      | 91      | 121            | 91 | 33 | 32      | 416   | 68            | 5       | 185             |
| 15 年度 | 66        | 53      | 138     | 208            | 62 | 18 | 65      | 513   | 97            | 22      | 237             |

従来、発見されにくいとされていたネグレクト、心理的虐待、性的虐待が年々増えてきているのは、児童虐待防止法により、児童虐待に対する認識が、児童に関わる関係者や一般の人にある程度深まった結果であると考えられ、このことは近隣からの相談が数年前に比べて1.5倍程度増加していることからもうかがわれます。

そこで、今後とも私たちは、「すべての子どもが生命と人権が尊重され、幸せに育つ権利がある」という意識をより高く持って子どもと接するとともに、人権侵害に遭った子どもたちに対しては、一刻も早くその回復が望まれるような体制をつくっていく必要があります。様々なかい社会のひずみから生じた、こういった新たな課題に対して、地域として、安心して子どもが育っていける環境を整備すべく、家庭や学校、専門家との連携を図りながら子どもの権利を尊重した施策を実施していく必要があります。

### 《施策の方向性》

虐待や人権侵害に遭う恐れのある子どもに対しては、その環境からすぐに子どもを救うことができるような体制づくりを目指します。

そのため、「倉敷地方振興局管内児童虐待防止等ネットワーク協議会」の活用と児童虐待に対応する機能を持つ、福祉・保健・医療・教育・司法などの関係機関と随時連携が取れるような体制を確立するとともに、私たちの村も一体となって子どもや家族への援助の方法や対策を考えていきます。

## (2) 子育てを支援する生活環境の整備

### 《現状と課題》

子どもや子ども連れの親が安心して外出ができるように、多くの施設や交通機関においてバリアフリー化を進める必要があります。同時に、これにより実現されたバリアフリー情報は、ひとりでも多くの人に知ってもらうため、様々な方法によって一層の普及活動が図られる必要があります。

さらに、子どもの成長にとって有害な情報がまん延する場所に対しては、子どもたちが近寄れないようにするなどの配慮をしていく必要があります。また、未成年者・妊産婦を含めた喫煙についても健康を害するひとつとして考えられ徹底した対策が急務であり、行政や関係機関、そして村民一人ひとりが一体となって、子どもの健全な成長が期待できるようなまちをつくっていくことが必要です。

### 《施策の方向性》

#### ア 安全な道路交通環境の整備

子育て家庭が安心・安全に生活していくことができるよう、子どもの視点、子ども連れの親の視点に立った道路交通環境の整備を図っていきます。村内における危険箇所をチェックし、隨時速やかに対処していきます。

#### イ 子育てバリアフリー

妊産婦、乳幼児連れの親をはじめ、高齢者・障害者に至るすべての人が、安心して外出できるようなまちづくりを考えていかなければなりません。そのためには、公共機関や公的建築物におけるバリアフリー化に取り組み、その内容を子育てバリアフリーマップ等の形にして、積極的に情報提供していくとともに、子育てに関係する様々な組織が連携し、情報を共有できるような体制づくりを強化していくことを目指します。

#### ウ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

有害情報への子どもたちのアクセスの問題は、私たち住民一人ひとりが協力して解決していかなければなりません。そのためには、家庭や学校での指導を徹底することで、子どもを有害情報から保護するとともに、これら有害情報の発信者に対して、自主的措置を働きかける等の事前対策にも取り組んでいきます。

#### エ 未成年者に対するたばこの害対策

子どもたちへのたばこの害被害における環境整備・対策については、より徹底し取り組んでいきます。まずは、地域の施設・機関においての完全な分煙・禁煙エリアの設置・また未成年者・妊産婦等の喫煙防止についても、村内の関係機関及び家庭・学校との連携により推進していきます。

### (3) 子ども等の安全の確保

#### 《現状と課題》

子どもを交通事故や犯罪等の被害から守り、安全を確保するためには村や警察をはじめとする関係機関・団体が協働し、私たちの村全体で安全体制・防犯体制を整備しなければなりません。

また、就学児童においては、防犯上の観点からまちづくりに不安を抱く声が多くあげられています。子どもは成長とともに好奇心が旺盛になり、またその行動範囲も拡大することから、子どもを対象とした犯罪や事故にある危険性が増加します。そこで、私たちや学校の先生だけではなく、様々な人の目が行き届くまちづくりを目指す必要があります。

現在わたしたちの村では、交通安全や防犯対策に関わる様々な事業が、村や警察等との連携により実施されています。これからも子どもの安全を確保していくためには、学校やPTA、そして私たち一人ひとりの力で、自分たちの住む村を安全にするという意識を常に持ち、それを実践していく必要があります。またその中では、事件や事故を未然に防ぐために、子ども自身においても少しでも自分の身を守る方法を学んでおくことが求められています。

そして万が一、実際に被害にあってしまった子どもとその家族に対しては、日常生活へスムーズに戻れ、その後の健全な育成をサポートするようなバックアップのシステムをあらかじめ考えておくことが大切です。

そこで、今後は専門機関や専門家との連携を強化して、カウンセリングの充実に努める必要があります。

#### 《施策の方向性》

##### **ア 子どもの交通安全を確保するための活動の推進**

子どもが安心して外出でき、活発に屋外活動を行い、のびのびと育っていくような村を目指します。そのため行政や警察を始めとする様々な機関は、交通安全教室の開催や交通指導員を配置するなどして、子どもに交通安全意識を植え付けるような事業を充実させていきます。

また、私たち一人ひとりにおいても、子どもを車に乗せる際にはチャイルドシートを必ず着用し、交通安全教室にも積極的に参加するなどして、日頃から子どもの安全を意識することを目指します。

##### **イ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進**

子どもは、自分で自分の身を守ることが難しいため、より多くの人の目によって、子どもを犯罪被害から守る必要があります。そのために、村や警察が関係機関・団体との連携を強化し、例えば交通パトロールの強化や防犯灯の設置、防犯研修会等によ

る防犯に関する普及・啓発を行い、犯罪の抑止・撲滅を図ります。

また、村内には「子ども110番の家」に指定されている家庭があり、小学生児童にはマップが配布されています。非常に備え、さらなる体制の充実を図ります。

さらに、子ども自身が自らの身を守る方法を学んでいけるよう、様々な機会をとらえて、講習やCAP（Child Assauit Prevention）プログラムの実施等に取り組んでいきます。



#### ウ 被害にあった子どもの保護の推進

子どもが犯罪等の被害に遭ったときには、子どもが一刻も早く救済され、そして立ち直りていけるよう、専門機関や専門家との連携によるバックアップ体制を考えていいくことを目指します。そのために、子どもだけでなくその家族に対してもきめ細かな支援が必要なため、適切な相談事業の実施やカウンセラーの活用に取り組んでいきます。